

# 工事請負契約書

1. 工事番号・名称 第 ー ー 号  
工事

2. 工事の場所

3. 工期 着工 令和 年 月 日  
完成 令和 年 月 日

4. 工事請負代金の額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

5. 契約保証金 金 円也

6. 特記事項

第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

(注 この特記事項は、工事に伴い工事現場から建設発生土の搬出が発生しない場合は、特記しない。)

第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

(注 この特記事項は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当しない場合は、特記しない。)

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

特約条項

第1 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者、受注者協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。

（注 この特約条項は、落札額が2,000万円以上の場合に特約することとし、2,000万円未満の場合は特約しない。）

第2 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第3 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第4 約款第3条第1項に定める工程表については、着工日の前日までに提出するものとする。

第5 受注者は、前払金の支払の請求は、着工日以前にはできないものとし、その他については、約款第35条による。

第6 受注者が施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。

第7 契約締結の日から着工日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。

（注 特約条項第4、5、6、7は、フレックス期間を活用する場合に特約することとし、フレックス期間を活用しない場合は特約しない。）

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 氏名 福島県  
福島県いわき建設事務所長 ○○ ○○ 印

受注者 住所  
氏名

印